

【 新型コロナウイルス感染状況別 対応方法 一覧表 】

	ステップ1	ステップ2	ステップ3	まん延防止等発令期間	感染者療養期間
○判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県内の新型コロナウイルス感染症新規感染者数が<u>週平均2,000人</u>を下回ったとき ※週平均は木曜日～翌週水曜日までの期間にて判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県内の新型コロナウイルス感染症新規感染者数が<u>週平均2,000人</u>を越したとき ※週平均は木曜日～翌週水曜日までの期間にて判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県内の新型コロナウイルス感染症新規感染者数が<u>週平均3,000人</u>を越したとき ※週平均は木曜日～翌週水曜日までの期間にて判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県内の状況が「非常事態宣言」「まん延防止等重点措置」「対策強化宣言」等が発令されているとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の利用者様が新型コロナウイルス感染症に感染し、施設内療養となったとき(または健康観察期間)
○面会方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事前予約制でZOOM面会、来苑されてのタブレット面会、来苑されての対面での面会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前予約制でZOOM面会、来苑されてのタブレット面会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前予約制でZOOM面会のみを実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・全ての面会を中止とさせていただきます
○面会	<p>○共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前予約制ですので、2日前までにご予約下さい 尚、事務所 営業時間内（9時～18時）にご連絡をお願いします ・ご予約の際には希望する面会方法をお伝えください（ZOOM、タブレット、対面） ・面会前に「面会カード」「健康チェックカード」の記入をお願いします ・面会中や来苑時には飲食を禁止とさせていただきます ・面会時間は10分をお願いします ・お子さん等でマスクを継続的に着用出来ない方につきましては来苑不可とさせていただきます 				<ul style="list-style-type: none"> ・全ての面会を中止とさせていただきます
<p>○対面での面会（別室にて実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>新型コロナワクチン3回以上の接種証明書</u>」または、「<u>1週間以内の陰性証明書</u>」をお持ちの方のみとさせていただきます。来苑される際には必ず持参ください。 尚、当日持参を忘れられた際にはタブレット面会へと切替をさせていただきます ・来苑人数につきましては各施設へお問合せください。 ・パーテーションを使用しての面会となりますので直接肌に触れる等にご遠慮ください ・小学生以下は原則禁止とします 		<p>○対面での面会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面での面会は中止とさせていただきます 			
<p>○タブレット面会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレットは施設の物を利用させていただきますので建物外への持ち出しはご遠慮ください ・来苑人数につきましては各施設へお問合せください 			<p>○タブレット面会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来苑されてのタブレット面会は中止とさせていただきます 		
<p>○ZOOM面会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ZOOM面会に必要なネット環境、機器については各自でご用意をお願いします ・入居者様の体調不良や急遽の介助等を理由にご面会を中止、延期とさせていただく場合がございますのでご了承ください 					
○感染予防策	<ul style="list-style-type: none"> ・来苑される際には、玄関での手洗い、手指消毒、マスクの着用をお願い致します。また、事務所前にて検温を実施し発熱があった際には来苑をご遠慮いただいております ・面会時などの来苑後には、換気や消毒を行います 				

【 新型コロナウイルス感染状況別 対応方法 一覧表 】

○その他

- ・新型コロナウイルス感染症の変異株の種類や特性によって、上記判断基準などを変更させていただく場合があります
- ・今までは対応方法が変更となった場合に、請求書郵送時などでお知らせをさせて頂いておりましたが今後はこの対応表に沿って対応させていただきますので面会予約時に直接お聞きください
- ・インフルエンザ警報が発令時には面会方法をステップ3へと変更をさせていただきます